



ジエイシス税理士法人

〒543-0001
大阪市天王寺区上本町
8-9-23 JKPLACEビル2F
TEL 06(6770)1801
FAX 06(6770)1811
<http://www.jess-tax.com/>



(文月) JULY

22日・海の日 23日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31



国税職員の定期人事異動

国税職員の定期人事異動日は、毎年7月10日とされています。異動する人数は職員の約3分の1にあたり、概ね2年おきに異動します。異動先は同じ国税局・税務署だけでなく、他の国税局やその管轄税務署のほか、国税庁、財務省などの場合もあり、民間の会社員同様、引っ越しが伴うケースも少なくありません。

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月12日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税(1月～6月分)の納付 7月12日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 8月2日
- 国 税／5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 8月2日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 8月2日
- 地方税／固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月12日
- 労 務／労働保険料(概算・確定)申告書の提出・(全期・1期分)の納付 7月12日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務／労働者死傷病報告(4月～6月分) 8月2日

社会保険の標準報酬月額

「在宅勤務・テレワークにおける

交通費及び在宅勤務手当の取り扱い」

健康保険および厚生年金保険（以下「社会保険」）では、労働者が受けた報酬および賞与（以下「報酬等」）に基づき標準報酬月額等を決定し、保険料の徴収や保険給付が行われています。報酬等は「労働者が労働の対価として受けるすべてのもの」と規定され、「労働の対価」として受けるものか否かにより社会保険の「報酬等」に該当するものと、該当しないものに区分されます。

令和三年四月一日に「標準報酬月額の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」（厚生労働省）が改正され、また、同省のテレワーク総合ポータルサイトでは、在宅勤務・テレワ

まれるのか否かを判断します。
※ 労働保険（労災保険・雇用保険）の
保険料を計算する際も同様に扱いま

す。

① 労働契約上の労務の提供地
が自宅の場合

労働契約上、当該労働日の労務提供地が自宅とされており、業務命令により事業所等に一時的に出社し、その移動にかかる

費用を事業主が負担する場合、当該費用は原則として実費弁償と認められ、「報酬等」には含まれません。

② 労働契約上の労務の提供地
が事業所の場合

当該労働日は事業所での勤務となつていていることから、自宅から当該事業所に出社するため必要とした費用を事業主が負担する場合、当該費用は、原則として通勤手当として「報酬等」に含まれます。

なお、在宅勤務・テレワーク

の導入に伴い、支給されていた通勤手当が支払われなくなる、支給方法が月額から日額単位に変更される等の固定的賃金に変更する変動があった場合は、隨時改定（固定的賃金の変動など）

定期要件を満たすときに標準報酬月額を改定）の対象となります。

② 在宅勤務手当

在宅勤務手当の内容が企業毎に異なることから、その支給要件や、支給実態などを踏まえて判断する必要がありますが、基本的な考え方は次のとおりです。

※ 労働保険（労災保険・雇用保険）の
保険料を計算する際も同様に扱いま

す。

① 労働の対価として支払われる性質のもの（実費弁償に当たらないもの）である場合

在宅勤務手当が、労働者が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかつた場合でも、その金錢を企業に返還する必要がないもの（例えば、企業が労働者に対して毎月五千円を渡し切りで支給するもの）であれば、社会保険料の算定基礎となる報酬等に含まれると考えられます。

② 在宅勤務手当が実費弁償に

当たるようなものである場合を実施するに当たり、業務に使用するパソコンの購入や通信に要する費用を企業がテレワーク

対象者に支払うようなものの場合、その手当が、業務遂行に必要な費用にかかる実費分に対応するものと認められるのであれば、当該手当は実費弁償に当たるものとして、社会保険料の算定基礎となる報酬等に含まれないと考えられます。

なお、「実費弁償」に該当するものについては、次のように示されています。

a 労働者へ貸与する事務用品等の購入

次のような場合が実費弁償に当たると考えられます。
イ 企業が労働者に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、労働者が業務のために使用する事務用品等を購入し、その領収証等を企業に提出してその購入費用を精算（仮払金額が購入費用を超過する場合には、その超過部分を企業に返還）する場合。

なお、返還をしなかつた場合、超過分は保険料の算定基礎に含める必要があります。

合、その手当が、業務遂行に必要な費用にかかる実費分に対応するものと認められるのであれば、当該手当は実費弁償に当たるものとして、社会保険料の算定基礎となる報酬等に含まれないと考えられます。

b 口 労働者が業務のために使用する事務用品等を立替払により購入した後、その購入に係る領収証等を企業に提出してその購入費用を精算（購入費用を企業から受領）する場合
通信費・電気料金
通信費・電気料金については、次のような場合が実費弁償に当たると考えられます。
イ 企業が労働者に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、労働者が業務のために使用した通信費・電気料金を精算（仮払金額が業務に使用した部分の金額を超過する場合には、その超過部分を企業に返還）する場合。

なお、返還をしなかつた場合、超過分は保険料の算定基礎に含める必要がありまます。

c 分を企業から受領する場合
レンタルオフィスの利用料
金
労働者が、事業主が業務上必要であると認め勤務時間内に自宅近くのレンタルオフィス等を利用して在宅勤務を行つた場合、次の両方に当てはまるものについては、社会保険料の算定の基礎には含まれません（企業が労働者に金銭を仮払いし、労働者がレンタルオフィス代等に係る領収証等を企業に提出し精算した場合も同じ）。

・労働者が在宅勤務に通常必要な費用としてレンタルオフィス代等を立替払いしている。

・業務のために利用したものとして領収証等を企業に提出してその代金が精算されている。

二 その他の手当等の取り扱い
(一) 報酬等に該当するもの
現実に提供された労働に対する対価、給与規程等に基づいて使用者が経常的（定期的）に被用した通信費・電気料金を立替払いにより負担した後、その明細書等を企業に提出して通信費・電気料金を精算（業務に使用した部

用者に支払うもののほか、病気欠勤中や休業中に支払われる手当（休業手当など）も「報酬等」に該当し、また、雇用契約を前提として事業主から食事、住宅等の提供を受けている場合（現物給与）も「報酬等」に含まれます。

(二) 報酬等に該当しないもの

・労働の対価として受けるものでないもの（例えば、健康保険の傷病手当金、解雇予告手当など）は、「報酬等」に該当しません。

また、事業主が負担すべきもの被保険者が立て替え、その実費弁償を受ける場合（出張旅費など）や、恩恵的に支給するもの（見舞金・結婚祝い金など）も労働の対価とは認められないため、「報酬等」に該当しません。ただし、恩恵的に受けるものであっても労働協約等に基づいて支給されるもので、経常的（定期的）に支払われる場合は、「報酬等」に該当します（傷病手当金と給与の差額補填を目的とした見舞金など）。

特別加入者の範囲の拡大（労災保険）

労災保険は、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の者のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方には特別に加入が認められています（「特別加入」といいます）。

令和3年4月1日から、労働者以外で、次のいずれかに該当する者が新たに特別加入制度の対象となりました。

1 芸能関係作業従事者

放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業を行う者。

2 アニメーション制作作業従事者

アニメーションの制作の作業を行う者（声優については芸能関係作業従事者として特

別加入することが可能です）。

3 柔道整復師

柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う事業を、労働者を使用しないで行われる者（一人親方）や、一人親方が行う事業に従事される者。

なお、労働者（常時100人以下）を使用している場合は、従来と同様に「中小事業主」として特別加入の対象となります。

4 創業支援等措置に基づき事業を行う者

高年齢者雇用安定法に規定する創業支援等措置に基づく事業を、労働者を使用しないで行う高年齢者（一人親方）や、一人親方が行う事業に従事される者。

加入手続きは、特別加入団体（柔道整復師のうち中小事業主等として加入をする者については、労働保険事務組合）に特別加入の申込をし、当該団体が所轄労働基準監督署に手続きを行います。

特別加入制度や労災保険の保険給付に関する問い合わせ窓口は、都道府県労働局または労働基準監督署です。

フリーランスの就業環境整備

フリーランスについては、多様な働き方の拡大等による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などに貢献することが期待され、実態調査や政策の方向性が検討されてきました。

それらを踏まえ、事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」が令和3年3月26日に策定・公表されました。

ガイドラインでは、フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制や、仲介事業者とフリーランスとの取引、フリーランスに労働関係法令が適用される場合の判断基準などが定められています。

問い合わせ先は、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省が窓口（ガイドラインの項目により区分）です。

